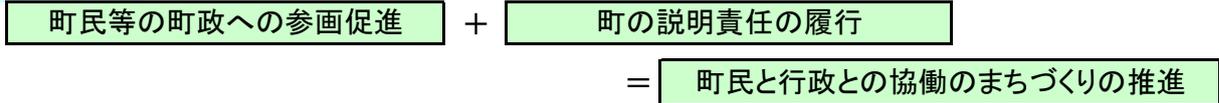


パブリック・コメント制度の概要

○ 目的



○ パブリック・コメント手続の対象

- (1) 総合計画その他町の基本的な政策を定める計画案等の策定又は改定
- (2) 個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画案等の策定又は改定
- (3) 大規模な拠点開発及び施設整備計画案等の策定又は改定
- (4) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例案等の制定又は改廃
- (5) 町民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例案等の制定又は改廃

○ 意見を提出できる町民等

- (1) 町内に居住・通勤・通学する方
- (2) 本町に納税義務を有する個人、法人等
- (3) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人等

○ パブリック・コメント手続の流れ

